

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

国別情報及び指針 イラク：少数宗派

1.0 版

2016 年 8 月

序文

本書は、内務省の意思決定者を対象とした、出身国情報(COI)及び特殊な保護及び人権の申請の取り扱いについての指導書である。これには、申請が庇護、人道的保護又は裁量的許可の付与を正当化される見込みがあるものか否か及び - 申請が却下された場合には- 2002 年国籍・移民・庇護法(Nationality, Immigration and Asylum Act)の第 94 条の下に『明らかに根拠のないものである』と証明できる見込みがあるか否かが含まれる。

意思決定者は、本書に記載されるガイダンス、利用可能な COI、適用される判例法及び該当する政策についての内務省のケースワークガイダンスを初めとする、事案に特有な事情及び関連する全ての証拠を勘案した上で、申請を個別に検討しなければならない。

国別情報

本書に記載する COI は(通常)英語で公表される幅広い外部情報源から編纂したものである。正確を期するために、情報の妥当性、信頼性、正確さ、客観性、通用度、透明性及びトレーサビリティを検討した上で、どの情報源についても、利用された情報が真実であることを裏付けるよう最大限の努力をした。引用した情報源は全て脚注に記載した。国別情報の調査及び記載に当たっては、2008 年 4 月付けの出身国情報(COI)の処理に関する共通 EU[欧州連合]ガイドライン及び、2012 年 7 月付けの欧州庇護支援事務所の調査ガイドライン、出身国情報報告手法を参照した。

フィードバック

当省の最終目標は提供するガイダンス及び情報を継続的に改善することである。従って、本書へのコメントを希望される場合は、各国の方針及び情報チームに電子メールを送付いただきたい。

国別情報に関する独立諮問機関

国別情報に関する独立諮問機関(IAGCI)は、内務省の COI 資料の内容に関して国境局の独立主任検査官に勧告を行うために、同検査官により 2009 年 3 月に設立された。IAGCI は、内務省の COI 資料に関するフィードバックを歓迎する。内務省の資料、手続き又は政策を支持することは IAGCI の職務ではない。

IAGCI の連絡先は以下のとおりである。

国境・移民独立主席検査官

5th Floor, Globe House, 89 Eccleston Square, London, SW1V 1PN.

電子メール : chiefinspectorukba@icinspector.gsi.gov.uk

IAGCI がレビューした IAGCI の業務に関する情報及び COI 文書の一覧は、独立主任検査官のウェブサイト、<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/>で閲覧できる。

目次

指針.....	
1. 序文.....	
1.1 申請の根拠.....	
1.2 留意すべき他の点.....	
2. 問題に対する考え.....	
2.1 信ぴょう性.....	
2.2 危険性の評価.....	
2.3 保護.....	
2.4 国内移住.....	
2.5 証明.....	
3. 方針の概要.....	
国別情報.....	
4. 法律上の権利.....	
4.1 外観.....	
4.2 キリスト教徒.....	
4.3 ヤジューディー教徒.....	
4.4 カカイ教徒.....	
4.5 サービア・マンダヤ教徒.....	
4.6 バハーイ教徒.....	
4.7 ユダヤ教徒.....	
5. 国家当局の扱い.....	
5.1 憲法上の権利.....	
5.2 その他の権利.....	
5.3 改宗.....	
5.4 イラク政府による虐待.....	
5.5 クルディスタン地域政府による虐待.....	
6. 非国家主体の扱い.....	

6.1	イラクとレバントのイスラム国
6.2	他の非国家主体
7.	保護
7.1	イラク政府(GoI)
7.2	クルディスタン地域政府(KRG)
8.	版管理及び問合せ先

指針

2016年8月12日更新

1.1 序文

1.1.1 請求の根拠

1.1.1 当該個人が少数宗派の出自であることを理由とする、国家及び／又は非国家主体による迫害又は重大な危害に対する恐怖

[目次に戻る](#)

1.2 留意すべき他の点

1.2.1 本指針の解釈上、少数宗派にはイラクにおける全ての非イスラム教教団、つまり、キリスト教徒、ヤズィーディー教徒、サービア・マンダヤ教徒、カカイ教徒、バハイー教徒及びユダヤ教徒が含まれる。

[目次に戻る](#)

2. 問題に対する考え

2.1 信ぴょう性

2.1.1 信ぴょう性の評価に関する指針については、[信ぴょう性及び難民の地位の評価に関する庇護申請取扱いに関するインストラクション](#)を参照のこと。

2.1.2 意思決定者は、各庇護申請を確認して、英国ビザ又は他の在留が過去に申請されたかどうかを立証しなければならない。庇護申請とビザの適合調査は、庇護申請者の聞き取り調査の前に行うべきである([ビザ適合調査、英国ビザ申請者の庇護申請に関する庇護申請取扱いに関するインストラクション](#)を参照)。

2.1.3 意思決定者は言語分析試験の実施の必要も検討すべきである(言語分析に関する庇護申請取扱いに関するインストラクションを参照)。

[目次に戻る](#)

2.2 危険性の評価

2.2.1 少数宗派の信者の多くは国内避難民(IDP)になった。第3条、人道的状況に基づく申請に関する詳細な指針については、国別情報及び指針 – イラク：人道的状況を参照のこと。

2.2.2 ケースワーカーは、AK (Iraq - Christians - risk) Iraq CG [2004] UKIAT 00298, RA (Christians) Iraq CG [2005] UKIAT 00091 and SR (Iraqi Arab Christian: relocation to KRG) Iraq CG (2009) UKAIT 00038に明記される国別指針に従ってはならない。

2.2.3 危険性の評価に関する詳細な指針については、信ぴょう性及び難民の地位の評価に関する庇護申請取扱いに関するインストラクションを参照。

i. 国家主体の扱い

2.2.4 イスラム教はイラクの国教であるが、少数宗派は憲法上の権利を与えられ、議席を割り当てられている(法律で認められていないバハーイ教徒を除く)。クルディスタン地域政府(Kurdistan Regional Government)(KRG)は2015年5月に、少数宗派の権利を保護する法律を可決した(憲法上の権利及び他の権利を参照)。

2.2.5 イスラム教からの改宗に関する法的状況は明らかでない。刑法は、イスラム教から他宗派への改宗を禁じていないが、身分法はかかる改宗を全て非合法化している。改宗する場合はその影響で、書類の取得、婚姻及び子どもの特定の学校への就学が困難になることがある(改宗を参照)。

2.2.6 一部の報告によれば、イラク政府(Gol)は個人の宗教的帰属を根拠に、殺人、誘拐、拘禁、入国制限、財産没収及び差別等の人権侵害を行ってきた(イラク政府(Gol)による虐待を参照)。しかし、上記の事件の動機が被害者の宗教アイデンティティであったか否かを見極めるのは困難である。

2.2.7 少数宗派に対する公的な人権侵害及び差別の報告は、クルディスタン地域政府

(KRG)の方が少ない。ニーナワー県(Ninewah)及びキルクーク県(Kirkuk)のような、KRGが支配するイラク領クルディスタン地域(KRI)外の地域では、恣意的拘禁及び差別等の虐待が報告されている(クルディスタン地域政府(KRG)による虐待を参照)。

2.2.8 少数宗派の信者は概ね、国家主体から迫害又は重大な危害に相当する扱いを受けることはないが、意思決定者は、各事案を、当該個人の状況を全面的に勘案した上で、その個人の事情に基づいて検討しなければならない。

ii. 非国家主体の扱い

2.2.9 2003年以降、バグダード県では、様々な武装集団が少数宗派を標的にしている。最近特に目立つのは、シーア派民兵である。これに起因して、少数宗派に属す膨大な数の国民がイラクから脱出するか国内避難民になった(少数宗派集団を参照)。少数宗派は人権侵害及び、拉致、超法規的処刑、恐喝及び強制退去等の他の虐待行為に遭遇し易い。(非国家主体の扱い - 他の非国家主体を参照)。

2.2.10 イラクの少数宗派の多くは、イラク北部の出自である。2014年に、イラクとレバントのイスラム国(Daesh)(イスラム国)がイラク北部の領土の多くを制圧し、少数宗派の住民の人権を侵害した(非国家主体の扱い - イラクとレバントのイスラム国を参照)。

2.2.11 少数宗派を出自とする個人は概して、『領有権が争われている』地域(アンバール県(Anbar)、ディヤーラー県(Diyala)、ニーナワー県(Diyala)及びサラーフディーン県(Salah al- Din))では、イラクとレバントのイスラム国からの危険に晒される可能性があり、バグダード県ではシーア派民兵団等の武装集団からの危険に晒される可能性がある。

2.2.12 少数宗派を出自とする個人は、社会全体において、その宗教を根拠に差別及び不名誉に遭遇する可能性がある。イスラム教から他宗派に改宗した個人も虐待の危険に晒される可能性がある。しかし、この証拠は、この扱いが迫害又は重大な危害に相当することを示唆するものではない。ただし、意思決定者は、どの事案についても当該個人の状況を全て勘案した上で、その本案に基づいて検討しなければならない(非国家主体の扱い - 他の非国家主体を参照)。

2.2.13 少数宗派を出自とする個人は概して、南部県(バービル県(Babil)、バスラ県(Basra)、カルバラー県(Kerbala)、マイサーン県(Missan)、ムサンナー県(Muthanna)、

ナジャフ県(Najaf)、カーディーシーヤー県(Qaddisiyah)、ジーカール県(Thi-Oar)及びワースト県(Wasit)及びイラク領クルディスタン地域(KRI)では、迫害又は重大な危害の危険に晒されることはない。ただし、意思決定者は、どの事案についても、当該個人の状況を全て勘案した上で、当該個人の個々の事象に基づいて検討しなければならない

[目次に戻る](#)

2.3 保護

2.3.1 当該個人の恐怖が非国家主体による迫害又は重大な危害についてである場合は、意思決定者は、有効な保護を国家当局が提供できる可能性を評価しなければならない。

2.3.2 Gol はこれまで少数宗派保護したことはなく、虐待の申立てを適切に調査したこともない(保護 - イラク政府(Gol)を参照)。この結果、KRI 外の地域では、国家当局は有効な保護を提供する能力を備えているように見えるがその意思はなく、『領有権が争われている』地域の一部では、有効な保護を提供する意思も能力もなく、当該個人が当局の保護を利用できる可能性はない。ただし、意思決定者は、家族、部族又は政治上の人脈等の十分な保護を得られる環境を当該個人が有しているか否かを検討しなければならない。

2.3.3 KRI はこれまで、少数宗派にとって安息の地であった。KRI 当局は少数宗派の信者の一部からは信頼されていないものの、有効な保護を提供している。一部の情報筋によれば、KRI 当局が保護を提供する意思を示すか否かは、迫害者の身分等の特定の要因によって異なる。KRG が支配している又は領有権を争っている KRI 外の地域では有効な保護が得られない可能性がある(保護 - クルディスタン地域政府(KRG)を参照)。少数宗派を出自とする個人は概して、KRI 当局から保護を得ることができるが、意思決定者は、評価する際に、個人のあらゆる状況を検討しなければならない。

2.3.4 政府の保護の利用可能性の評価に関する詳細な指針については、[信びょう性及び難民の地位の評価に関する庇護申請取扱いに関するインストラクション](#)を参照。

[目次に戻る](#)

2.4 国内移住

2.4.1 イラクには、全般的に、治安状態により個人が移住できない地域が複数ある。意思決定者は、国別情報及び指針 - イラク - 国内移住(帰還の書類取得及び実行可能性を含む)を参照しなければならない。

2.4.2 少数宗派は、KRI への入域において不合理な障害に遭遇することは概ねないが、所持する書類の種類によっては、問題に遭遇する可能性がある個人もいる(保護 - クルディスタン地域政府(KRG)を参照)。少数宗派の信者は、KRI 又は南部県には概ね移住できる。ただし、個々の状況を根拠に不当に過酷である場合を除く。危険性を軽減するために上記の地域に移住できない理由を証明する責任は当該個人にある。

2.4.3 国内移住に関する詳細な指針については、信ぴょう性及び難民の地位の評価に関する庇護申請取扱いに関するインストラクションを参照。

[目次に戻る](#)

2.5 証明

2.5.1 申し立てが拒否される場合は、2002 年国籍、移民及び庇護法(Nationality, Immigration and Asylum Act 2002)の第 94 条の下に『明らかに根拠がない』と証明できる可能性は低い。

2.5.2 証明に関する詳細な情報及び指針については、非停止上訴：2002 年の NIA 法の第 94 条に基づく証明に関する庇護申請取扱いに関するインストラクションを参照。

[目次に戻る](#)

3. 方針の説明

3.1.1. 少数宗派の信者は概ね、国家主体から迫害又は重大な危害に相当する扱いを受けていない。

3.1.2 少数宗派を出自とする個人は概して、『領有権が争われている』地域(アンバー県(Anbar)、ディヤーラー県(Diyala)、ニーナワー県(Diyala)及びサラーフッディーン県(Salah al- Din))では、イラクとレバントのイスラム国からの危険に晒される可能性があり、バグダード県ではシーア派民兵団等の武装集団からの危険に晒される可能性がある。

3.1.3 少数宗派を出自とする個人は **KRI** 以外の地域では、国家当局の保護を利用できない可能性がある。ただし、意思決定者は、家族、部族又は政治上の人脈等の、個人が十分な保護を得られる環境を当該個人が有しているか否かを検討しなければならない。

3.1.4 危険に晒される個人は概して、南部県(バービル県(**Babil**))、バスラ県(**Basra**)、カルバラー県(**Kerbala**)、マイサーン県(**Missan**)、ムサンナー県(**Muthanna**)、ナジャフ県(**Najaf**)、カーディーシーヤー県(**Qaddisiyah**)、ジーカール県(**Thi-Oar**)及びワーシト県(**Wasit**))及びイラク領クルディスタン地域(**KRI**)に移住することができる。ただし、その状況に基づいて不当に過酷でないことを条件とする。

3.1.5 申請が拒否される場合は、**2002** 年国籍、移民及び庇護法(**Nationality, Immigration and Asylum Act 2002**)の第 **94** 条の下に『明らかに根拠がない』と証明できる可能性は低い。

[目次に戻る](#)

国別情報

2016年7月26日更新

4. 少数宗派集団

4.1 概観

4.1.1 2010年のイラク政府の統計データによれば、イラクの人口(3260万人)のうち、

- ・ 97パーセントはイスラム教徒で、このうち、
 - 60パーセントから65パーセントはシーア派(アラブ人、トルクメン人、シャバク人及びシーア派系クルド人)で、
 - 31パーセントから37パーセントはスンニ派(アラブ人及びクルド人)、
- ・ 3パーセントは以下等の他の宗教団体の信者である。
 - キリスト教徒
 - ヤズィーディー教徒
 - サービア・マンダヤ教徒
 - バハーイ教徒
 - カカイ教徒(アフレ・ハック(Ahl-e Haqq)と呼ばれることもある)及び、
 - ユダヤ教徒

4.1.2 国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)によれば、国内避難民(IDP)になっている少数宗派の信者の数は明らかでないが、およそ900,000人と推定される。国内各地の国内避難民の推計では、キリスト教徒が100,000~200,000人、ヤズィーディー教徒が300,000人、カカイ教徒が数千人とされ、イラク領クルディスタン地域(KRI)に集中している。

[目次に戻る](#)

4.2 キリスト教徒

4.2.1 USSD 2014によれば、キリスト教幹部の推計では、イラクに居住するキリス

ト教徒はおよそ 400,000 人～500,000 人であり、『2002 年以前の推計 800,000 人から 140 万人と比べて、この十年で著しく減少した。』 ハートランドアライアンスインターナショナル(Heartland Alliance International)の報告書(『ハートランドアライアンス報告書』)によれば、キリスト教徒の数は『日ごとに減少し続けている。』

4.2.2 イラクのキリスト教徒は以下の宗派に該当する。

- ・カルデア教徒(カトリック教会の東方典礼様式)(キリスト教徒の 3 分の 2)
- ・アッシリア教徒(東方教会)(キリスト教徒の 5 分の 1)
- ・シリア教徒(東方正教会及びカトリック)
- ・アルメニア教徒(ローマカトリック系及び東方正教会)
- ・英国国教会教徒及び他のプロテスタント
- ・福音主義キリスト教徒(およそ 5,000 人)。

4.2.3 2015 年 2 月付のマイノリティ・ライツ・グループ(Minority Rights Group)の報告書、『節目の狭間で：モースル陥落以降のイラクの少数派の現状(『マイノリティ・ライツ・グループ報告書』)によれば、

『イラクのキリスト教教団は、2014 年 6 月までに、2003 年以前の半分強 - 800,000 人から 140 万人と考えられている - がイラクを脱出した ...キリスト教徒は独自の言葉を話し、キリスト教の伝統を実践し、アラブ人を名乗らないため、多くは、この宗派を異なる民族集団と考えている...

『米国が先導した侵攻をきっかけに、教団の信者はその宗教上の相違及び西側と結束しているという認識により標的にされるようになった。この結果、大量のキリスト教徒が難民としてイラクから大量に脱出した。今もおよそ 350,000 人のキリスト教徒がイラク内、主にバグダード県、モースル及びニーナワー平原県、キルクーク県、バスラ県及びイラク領クルディスタン地域の 3 州を拠点にしている。』

4.2.4 Gulf 2000 Project によれば、2014 年半ば以降、キリスト教徒はバグダード県、Nissan(ニュー・バグダード県)、カラダ(Karada)、カルフ(Karkh)及びダウラ(Dawra)地区に定着した。National Graphic の地図(2014 年 8 月更新)を見ると、キリスト教徒がニーナワー県、キルクーク県、バグダード県及びバスラ県にいたることがわかる。

[目次に戻る](#)

4.3 ヤズィーディー教徒

4.3.1 USSD 2014 によれば、ヤズィーディー教団幹部によると、ヤズィーディー教徒およそ 500,000 人の大部分が北部で暮らしている。2015 年付のハートランドアライアンスインターナショナルの報告書によれば、『ヤズィーディー教徒はシンジャル山脈(モースルの西 70 マイル)に暮らしており、バグダード県で暮らすヤズィーディー教徒は『極めて少なく』、『長期的ではなく一時的な滞在』である。

4.3.2 マイノリティ・ライツ・グループの報告によれば、

『ヤズィーディー教徒は古代から存在する民族及び宗教団体で、BC4,000 年頃から中東地域に存在する。主にイラク北部を拠点とするが、隣国のシリアやトルコ及び欧州各国を拠点とする信者もいる。ヤズィーディー教徒の多くは、クルマンジー語 (Kurmanji)を話す。これは、ヤズィーディー教徒及びそれ以外の者からクルド語の方言とみなされている。ヤズィーディー教も、今日実践されている世界で最も古い宗派の 1 つであり、イスラム教出現より以前のゾロアスター教、マニ教、ユダヤ教、ネストリウス派キリスト教及びイスラム要素の混合である。

[目次に戻る](#)

4.4 カカイ教徒

4.4.1 マイノリティ・ライツ・グループによれば、

『教団信者の推計によれば、イラクに居住するカカイ教徒、別称、アフレ・ハック又はヤルサンは 110,000 人から 200,000 人に上り、主に、キルクーク県南東部及びダッカ近郊のニーナワー平原県及びハムダニヤ(Hamdaniya)に居住するが、ディヤーラー県、アルビール県及びスレイマニヤ県を拠点にする者もいる。カカイ教徒は一般的に、クルド人の下位集団で、シーア派の一派とみなされているが、この宗派は重要な違いがある。カカイ教徒の信仰は 14 世紀にイラン西部で始まり、ゾロアスター主義とシーア派イスラム教の要素を含む。ただし、その修行及び信念の相違から相応の迫害を受けてきた。このため、カカイ教徒はその信仰を秘密にしている。

4.4.2 USSD 2014 によれば、複数の活動家によると、カカイ教団の信者数はおよそ 100,000 人で、主に、キルクーク県南東部、ディヤーラー県及び北部のアルビール県及びカルバラー県(Karbala)の村落に分布する。

4.5 サービア・マンダヤ教徒

4.5.1 USSD 2014 によれば、『サービア・マンダヤ教教団の規模の推計にはばらつきがある。サービア・マンダヤ教教団幹部によると、イラクの信者はおよそ 1,000 人から 2,000 人であり、主にイラク南部に居住するが、クルディスタン地域及びバグダード県にも小規模な集団がある。』ハートランドアライアンス報告書によれば、2003 年から、イラク人サービア・マンダヤ教徒のおよそ 90 パーセントがイラクから脱出した。サービア・マンダヤ教徒は『バグダード県及びイラク南部(特に、アマラ(Amarah 市)に集中している。』

4.5.2 2014 年 10 月付の少数派及び先住民世界要覧(World Directory of Minorities and Indigenous Peoples)によれば、『サービア・マンダヤ教徒は、民族消滅の危機に瀕している。その小規模な教団は世界中に分散しているため、サービア・マンダヤ教徒に古代から伝わる言語、文化及び信仰は、消滅の脅威に瀕している....2003 年の武力抗争勃発以来、サービア・マンダヤ教徒の多くは国外に脱出したか殺された。現在、イラクに居住するサービア・マンダヤ教徒は 5,000 人に満たない。

4.6 バハーイ教徒

4.6.1 USSD 2014 によれば、バハーイ教教団の幹部は信者の数は 2,000 人に満たず、少数集団で国内各地に分散していると報告している。

4.6.2 ハートランドアライアンス報告書によれば、『バハーイ教徒は小規模な少数宗派で、イラク各地に居住する。バハーイ教は、複数教義の人間的統合を受け入れる近代的宗教であり、バハーイ教そのものも異なる宗派、背景及び民族性から伝えられたものである。バハーイ信仰の信者は、イスラム教徒、キリスト教徒の血縁者、友人及び隣人との緊密な関係を享受し、これによって、バハーイ教は地元コミュニティに深く溶け込んでいる。』

4.7 ユダヤ教徒

4.7.1 USSD 2014 によれば、『バグダード県に居住するユダヤ教徒は 10 人に満たな

いということである。』2015年ハートランドアライアンスの報告書によれば、『バグダード県で暮らすイラク人ユダヤ教徒は最近の推計で合計6人とされ、創設2,500年を誇るかつては定着していたユダヤ教団の最後の軌跡となっている。』

[目次に戻る](#)

5. 国家主体の扱い

5.1 憲法上の権利

5.1.1 USSD 2014 はイラク憲法を次のようにみなしている。

- ・イスラム教を国教とみなす。
- ・イスラム教を法の源とする。
- ・イスラム教に反するいかなる法律も制定してはならない(ただし、スンニ派とシーア派を差別化していない)。
- ・いかなる法律も、憲法で保護されている自由を否定してはならないと述べている。
- ・宗教的強要からの解放を保障する。
- ・民事裁判所又は宗教裁判所のいずれかが身分問題の裁決を下す選択の権利を保障する。
- ・礼拝所及び信仰場所の尊厳を維持することを政府に義務付けている。
- ・自由な儀式の実践を保障する。
- ・宗教寄進(ワフク)(waqf)及び宗教機関を運営する自由を保障する。
- ・連邦最高裁判所は判事、イスラム教法律学の専門家及び法学者で構成されるが、判事の数の規制及び選任方法を、イラク国民議会(Council of Representatives)の3分の2の過半数を義務付ける法令に委ねることを定める。

5.1.2 USSD 2014 の続きによれば、しかし、『憲法と他の法規定の間には明らかな矛盾が残っている。例えば、法律は、バハーイ教の実践を禁止しており、2001年の決議は、スンニ派イスラム教の分派である、ワハビ主義を禁止している。』

5.1.3 また USSD 2014 によれば、『身分法の規定によれば、民事裁判所は、適用される宗教法の下に非イスラム教徒当事者側の宗教当局の意見を求め、その意見を法廷で適用しなければならない。』

5.1.4 クルディスタン地域議会は2015年5月に、『イラクのクルディスタン地域に

における少数民族および少数宗派の権利保護法(Rights of National and Religious Minorities Protection Law in Kurdistan - Iraq)』を可決した。この法律には以下の規定が組み込まれた。

- ・ 平等及び政治、文化、社会及び経済生活における平等な機会
- ・ 差別の阻止
- ・ ヘイトスピーチの阻止
- ・ 人口構成の変更政策及び歴史及び文化遺産の歪曲の阻止
- ・ 言語の保護
- ・ 宗教アイデンティティの権利
- ・ 信教の自由等の基本的権利及び自由の保護
- ・ 政治参加の権利

[目次に戻る](#)

5.2 その他の権利

5.2.1 USSD 2014 によれば、政府は 3 つの集団、つまり、スンニ派、シーア派及びキリスト教徒、ヤズィーディー教徒、サービア・マンダヤ教徒及び『その他』に対するワクフ(宗教寄進)を維持している。宗教施設を維持及び保護するための政府の資金は、上記の寄進から拠出される。クルディスタン地域政府(KRG)も 3 つの宗派、つまり、スンニ派、キリスト教後及びヤズィーディー教徒の寄進を維持しており、寄進のない一部の宗教団体、例えば、サービア・マンダヤ教徒に資金を提供している。

5.2.2 USSD 2014 の付言によれば、

政府は、公立学校におけるイスラム教の授業を義務付けているが、非イスラム教徒の生徒は授業を受けなくてもよい...その年[2014 年]を通じて、教育省(MOE)はシリア教及びキリスト教の授業を、バグダード県、ニーナワー県及びキルクーク県内 152 校の公立学校のカリキュラムに組み込むことを承認した。イラクでは私立の神学校が運営されているが、多くは私立及び公立学校の校長からライセンスを取得し、年間手数料を支払わなければならない...

『シリア語を話すキリスト教徒の多くは、それを使用し、子どもに教える権利を信教の自由の問題だと考えている。憲法は、アラビア語及びクルド語を正規の国語に定めているが、少数派の子どもがその母国語で授業を受ける権利を保障しており、トル

クメン語及びシリア語を、「トルクメン人及びシリア人が密集した人口集団を形成する行政区分」の公用語にしている...KRG MOE[クルディスタン地域政府教育省]は、その領域内のシリア語系公立学校(小学校及び高等学校)に資金を提供しており、カリキュラムに宗教又はコーランの学習を組み込んでいない。』

5.2.3 また、USSD 2014 によれば、

『政府はその方針上、キリスト教徒が干渉されずに復活祭及びキリスト生誕祭を祝う権利を引き続き認めている。政府は上記の祝祭日にキリスト教会に対する保護も強化した。地元のバハーイ教徒は、干渉や脅迫を受けずに、ノウルーズ(正月)(Naw-Ruz)及びレズワン(楽園)の祝祭(Festival of Ridvan)を祝うことができた。県もその地方自治体の宗教祝祭日を指定した。例えば、マイサーン県(Maysan)議会は、サービア・マンダヤ教の祝祭日を県民の祝日として認定した。マイサーン県議会は、礼拝時にサービア・マンダヤ教コミュニティを物理的に保護し、喪に服す期間はシーア派イスラム教徒の服装規定からこの集団を除外したほか、礼拝所用地を付与した。『ある擁護団体の報告によれば、考古省(Ministry of Antiquities)はバハーイ教創始者の自宅取壊しの調査を開始し、政府は現場での建設作業を中止する通告を送付した。』

5.2.4 USSD 2014 によれば、

『国民議会の 328 議席のうち 8 議席は、法律で少数派集団の構成員に割り当てられている。内訳は、バグダード県、ニーナワー県、キルクーク県、アルビール県及びドホーク県出身のキリスト教徒候補者に 5 議席、ヤズィーディー教徒に 1 議席、サービア・マンダヤ教徒に 1 議席、シャバク人に 1 議席となっている。2014 年の国民議会選挙では、6 人の少数派候補が割り当て枠外で当選し、これによって少数派議員の数は合計 14 人になった。クルディスタン地域議会は少数派に 11 議席を割り当てている。内訳はキリスト教徒に 5 議席、トルクメン人に 5 議席、アルメニア人に 1 議席である。』

[目次に戻る](#)

5.3 改宗

5.3.1 2012 年付のイラク出身の庇護希望者の国際的保護の必要性の評価に関する UNHCR 難民該当性ガイドライン(Eligibility Guidelines for Assessing the International Protection Needs of Asylum Seekers from Iraq)によれば、

『多数のイスラム学者によれば、イラク憲法は、イラク国家当局に、信教の自由及びイスラム教離脱に対する死刑等のイスラム教の原理の両方を支持することを義務付けている。イラクの刑法はイスラム教からキリスト教(又は他の宗派)への改宗を禁じていないが、イラクの身分法は個人の宗教的身分の変更を法的に認める規定を設けていない。上記の明らかな矛盾が裁判所で審理されることはこれまでなかったため、改宗者の法的状況は依然として不明なままである。

『改宗者はその改宗行為を法律で認めてもらうことはできない。つまり、改宗者には宗教的身分の変更を登録する法的手段はなく、身分証明書はその所持者を引き続き「イスラム教徒」と特定するということである。この結果、改宗者の子どもは、その親がイスラム教徒として登録しない限り、身分証明書を発行してもらえない可能性がある。改宗者の子どもはキリスト教系の学校に就学することはできず、公立学校のイスラム教の必須授業に出席しなければならない。女性改宗者は、法律上は引き続きイスラム教徒とみなされるため、キリスト教徒男性と結婚することはできない。「背教者」はイスラム教徒と結婚できない又は婚姻関係を維持することができないため、改宗者はシャリーア法の下に婚姻関係を取り消されることがあり、相続権から排除される。イスラム教からの改宗者に対する敵意が広く見られること及び宗教的不寛容という全般的風土を踏まえると、イスラム教徒のキリスト教への改宗は、改宗者のコミュニティ、部族又は家族による村八分及び／又は暴力という結果を招くことになる。伝えられるところによれば、宗教(スンニ派及びシーア派)の指導者及び政治指導者の多くは、イスラム教の背教者は、死刑に値する或いは、背教者の殺害は宗教的義務であるとさえ考えている。キリスト教徒改宗者は、一部の意見では、イラクを狙った「聖戦」を戦っている MNF-1/USF-1 又は、総合的に「西側」と協力していると疑われる危険性がある...

『イラクの憲法及び法律には相反する規定が組み込まれているため、イラクの法制度が背教者の事案をどのように扱うであろうかも明らかではない。特に、憲法は第2条の中で、イスラム教を「基礎となる法源」とみなすべきであり、「確立されたイスラム規定に反する他の法律を制定してはならないと義務付けているが、第2条(2)では、憲法第2条(1C)に定める「権利及び基本的自由を反するいかなる法律も制定してはならない」と定めており、第37条(2)の中で宗教的強要からの保護を保障している。同条項はイラク人国家がイスラム教からの離脱について個人が罰せられないようにしている。2010年に発生した改宗者の処刑について IWPR[戦争・平和報道研究所(Institute for War and Peace Reporting)] が聞き取り調査を行った法律の専門家によれば、かかる事案の扱いでは、判事はイスラム教の原理に言及しなければならないことになっている。イラク弁護士組合(Iraqi Lawyers Union)の元組合長が IWPR に話したところによれば、イスラム法は緩和要因とみなすことができる。』

5.3.2 国際法・人権研究所(Institute for International Law and Human Rights)が 2013 年 5 月の報告書の中で述べたところによれば、

『イスラム教徒に自主的に改宗した又は強制的に改宗させられた非イスラム教徒に対し、民事的身分法は、未成年の子どもはイスラム教を受け入れる親の信仰に追随することを義務付けている。この規定は、成人になってイスラム教徒として登録された時点で、非イスラム教徒の親がその宗教アイデンティティを子どもに継承する救済の余地を与えず、子どもが成人として自身の宗教を選択できないようにしている。この問題は、イスラム教徒のイスラム教からの改宗を禁止するシャリーア法に基づく規則によってさらに悪化している。これは特に、バアス(Ba'ath)政権下で強制的に改宗させられた少数派又は自身の真の信仰を反映する新しい身分証明書を求めてイスラム教徒として登録した少数派にとって問題になっている。カカイ教徒、バハーイ教徒、キリスト教徒、サービア・マンダヤ教徒及びヤズィーディー教徒のこれまでの報告によれば、身分証明書を取得するために家族がイスラム教を採用せざるを得なかった場合も、信仰を實踐する法的権利に反して、宗派の指定を変更することができなかった。』ということである。

5.3.3 マイノリティ・ライツ・グループインターナショナルの 2014 年 10 月の報告によれば、

『少数派は 1972 年の民事法でも不利な立場に置かれている。同法は、いずれか一方の親がイスラム教に改宗した場合に、少数宗派が自動的に改宗するよう定めているが、イスラム教から他の宗派への改宗を禁じている。つまり、キリスト教徒に改宗した個人の子どもの場合は例えば、キリスト教系の学校に就学することができない。未成年の時に親がイスラム教に改宗した女兒は特に、法律上不利な立場に置かれる。これは、非イスラム教徒男性と結婚するイスラム教徒女性には複数の制限が課されるためである。アル=ハムダニヤ(Al-Hamdaniya)でキリスト教徒として暮らしていた女兒 3 人の事案は、この法律の負の影響を例示するものである。女兒は民事登録局にイスラム教徒として登録されていたが、この事実は 1 人がキリスト教徒男性と結婚しようとした時点で初めて発覚し、これによって他の宗派の配偶者との婚姻を禁じられた。これまで多数の少数派活動家が、全ての国民がその信仰宗教を自身で選択できるよう統一された身分法及び、どの宗派の信者も結婚及び相続に関する問題を宗教に関係なく決定できるような民事婚姻法を求めて抗議活動を行ってきた。

5.3.4 USSD 2014 によれば、

『身分に関する法規則は、イスラム教から他の宗派に改宗できないようにしており、いずれか一方の親がイスラム教に改宗する少数派の未成年の子どもにイスラム教への改宗を義務付けている。IKR[イラク領クルディスタン地域]には、キリスト教徒の片親世帯が、全ての少数宗派に適用される改宗政策の影響を受けた事例が複数あった。一部の事例では、キリスト教徒の親が子どもをイスラム教に改宗させないために、未成年の子どもを連れて国外に脱出した。』

5.3.5 2016年4月のデンマーク移民局／デンマーク難民評議会の事実調査団の報告書(「デンマーク報告書」)によれば、

『イスラム教徒は改宗を許されないが、他の宗派からイスラム教への改宗は可能であるため、法律は改宗について差別的である...調査派遣団との会談後、複数の情報筋は、イラク議会が国民証明書法の一環として、宗派の異なる夫婦の子どもにイスラム教を強制する新しい法律を可決したことを理由に、特にこの数週間で、これはイラクが現在抱える大きな問題であると伝えた。旧政権下では、カカイ教徒は身を守るために、イスラム教徒として当局に届け出た。現在、こうしたカカイ教徒はカカイ教に変更することを許されない。』

5.3.6 改宗／背教に関する詳細な情報については、2011年から2014年7月までの期間を扱ったカナダ移民難民委員会の回答を参照。

[目次に戻る](#)

5.4 イラク政府(GoI)による虐待

5.4.1 USSD 2014 によれば、

『宗教、政治及び民族性はたいてい、密接に結びつくため、事件の多くを宗教アイデンティティだけに基つくと類別することは困難である。複数の報告によれば、中央政府は、宗教的帰属を根拠とする殺人、誘拐、逮捕、拘禁、制限及び差別に関与した。』

5.4.2 2015年5月1日から10月31日までの期間を網羅する国連人権高等弁務官事務所(UHCHR)と国連イラク支援ミッション(United Nations Assistance Mission for Iraq)(UNAMI)による共同報告書で受理された、民族又は宗教コミュニティの構成員に対する政府軍の攻撃の申立ての報告はわずか1件だけであった。

5.4.3 ハートランドアライアンスインターナショナルはバグダード県の、特に、カラダ地区の中上流階級居住区のキリスト教徒居住地が没収されたと報告した。それによると、

『多数のキリスト教徒は帰宅した時点で、家も土地も政府に接收され転売されていることを知った...居住地の接收は、所有者に異議申立てを思いとどまらせられるような、強力な政治的人脈を主張する当事者及び個人によって行われることが多かった...しかし、キリスト教徒の土地所有者がこうした当事者の1人に、たとえ合法的な取引を介して財産を引き渡した場合でも、所有者は脅迫されて無理矢理に引き渡すことが多かった...キリスト教徒の多くは、家族が没収者の関係者に拉致されるのを恐れて、この慣行に対する苦情申立てを提出しようとはしない。』

5.4.4 伝えられるところによれば、最高評議会(Supreme Judicial Council)は、2015年2月に、『この問題に対する嚴重な措置を制定した』が、『こうした司法措置にもかかわらず、居住地の接收は依然として変わらず、しかも処罰されない。』

5.4.5 この報告によれば、ヤズィーディー教徒は、バグダード県南部の越境では特に、立入り地点で複雑な手続きに遭遇する。バグダード県境のアル・シャアプ(al-Shaap)検問所では、市内に入るヤズィーディー教徒は、県内に入る許可を得る前にバグダード市民が署名した支援書の提示を要求される。

5.4.6 ハートランドアライアンスインターナショナルの報告によれば、

『ヤズィーディー教徒住民は頻繁に、国内の特定の県の出入地点、特に、バグダード県南部の検問所における複雑な手続きについて苦情を申し立てた。厳しい立入り要件によって、ヤズィーディー教徒は頻繁に越境を妨害され、この結果、レストラン及び娯楽クラブへの通勤又はパスポート等の正式な書類の取得等の、日常的な商取引を行えなくなっている。バグダード県境のアル・シャアプ(al-Shaap)検問所では、市内に入るヤズィーディー教徒は、県内に入る許可を得る前にバグダード市民が署名した支援書の提示を要求される。ドホーク県とバグダード県の県境のトラック運転手と話した Masarat 誌の取材記者は、一部の少数宗派は、バグダード市内に入る際に特別扱いを受けているが、ヤズィーディー教徒はその中に含まれないという情報を得た。それによると、「治安部隊員はヤズィーディー教徒に対して特殊な扱いをする。」

5.5 クルディスタン地域政府(KFG)による虐待

5.5.1 USSD 2014 によれば、『宗教、政治及び民族性はたいてい、密接に結びつくため、多数の事件を宗教アイデンティティだけに基づくと類別することは困難である... IKR 内における宗教的帰属に基づく公的な虐待及び差別の報告は、[GoI に関連する報告よりも]少なかった...』

5.5.2 同情筋の続きによれば、

『...ヤズィーディー教徒及びキリスト教徒の政治及び市民団体幹部によれば、クルディスタン地域のペシュメルガ(Peshmerga)(民兵組織)及びアサイシュ(Asayish)部隊は、KRG が支配する又は中央政府と KRG 間で領有権を争っているニーナワー県の一部のコミュニティに嫌がらせや人権侵害を行った。イラク領クルディスタン地域の活動家及び議員によれば、KRG の治安職員は、ISIL[イラクとレバントのイスラム国]がニーナワー県のシンジャル地区を占拠する以前も占拠後も一部のヤズィーディー教徒を恣意的に拘禁した。』

『人権擁護 NGO 及びヤズィーディー教団幹部によれば、KRG 当局は、IKR 内での人道的支援の提供においてヤズィーディー教徒、キリスト教徒及びカカイ教徒 IDP の一部の集団を差別した。複数の報告によれば、クルディスタン地域当局は、少数民族及び少数宗派の IDP を概ね入域させた... [が]、KRG 当局が治安上の脅威とみなした個人は IKR に入域させなかった。アルビール県に居住するカカイ教徒 IDP も、キリスト教徒が主流の県郊外から IDP キャンプに移動する際に、県当局から圧力を受けていると報告した。県当局は 2015 年 9 月に、カカイ教徒 IDP に対し、自主的にキャンプに移動しない場合は、強制的に移動させると武力で威嚇したということである...』

『『紛争地域内の一部のキリスト教徒の報告によれば、現地の役人は地主が言ったと嘘をついて、キリスト教徒が自分達の財産だと言った土地に家を建てさせないようにした。ある人権擁護 NGO によれば、シャクラーワ(Shaqlawaw)近郊で発生したかかる紛争によって、主にキリスト教徒 IDP は住居を立てることができなかった。ヤズィーディー教徒活動家によれば、ニーナワー県シャクラーワ地区の Ain Sifne 村のクルディスタン政府関係者は、当該地域を「クルド人化する」活動の一環として、地元のヤズィーディー教徒に、所有する土地と広いが環境の悪い他の場所の土地と取り換えるよう相次いで圧力をかけた。』

5.5.3 USSD 2014 は、少数宗派の代表がない点についても論評した。それによると、

『少数宗派集団の信者は **KRG** だけでなく、国民議会及び中央政府においても上級職に就いたが、特に、県及び地方自治体レベルの直接選挙で選出されない公務職では、人数に比例して過代表的であった。少数派集団の幹部によれば、この過少代表は少数派団体の公務員としての経済的機会の利用を制限した...

『キリスト教徒、ヤズィーディー教徒及びサービア・マンダヤ教徒等の国内各地の非イスラム教徒によれば、宗教上の違いを理由にイスラム教徒の多数派から政治的に隔離されている...』ということである。

5.5.4 マイノリティ・ライツ・グループはヤズィーディー教徒について以下のように論評した。

『その顕著なアイデンティティにもかかわらず、一部のコミュニティ住民及びクルド人はヤズィーディー教徒をクルド民族だと考えている。伝えられるところによれば、コミュニティ内に紛争が起こり、クルディスタン地域の役人やクルド人コミュニティの住民からの圧力が生まれたのはこれが原因だということである...人権擁護団体の報告によれば、**2014年6月**までに、ヤズィーディー教徒コミュニティを狙った恣意的逮捕、差別及び他の虐待事件が多数発生した。』

5.5.5 ハートランドアライアンスインターナショナルの報告によれば、クルディスタン地域の治安部隊(『アサイシュ』)は**2015年5月**から**8月**までの間に、**KRI**内で活動するヤズィーディー教徒活動家を『数回にわたって』恣意的に逮捕した。この報告の論評によれば、『ヤズィーディー教徒活動家は、合法的な政治活動と称して行われたものの、この恣意的逮捕は誘拐作戦に等しいと説明した。』

[目次に戻る](#)

6. 非国家主体の扱い

6.1 Daesh

6.1.1 国連難民高等弁務官事務所(**UNHCR**)が作成した、**2014年10月**付の帰還者の地位に関する最新報告書によれば、**Daesh**は『国際的にも組織的にもこれらの[少数宗派]教団を、残忍な人権侵害の標的にしており、支配下にある地域の破壊、抑圧又は排除を目的とすることもあった。』

6.1.2 マイノリティ・ライツ・グループの報告書によれば、

『イラクの少数派はここ数年にわたって常に標的にされてきたが、ISIS[Daesh]の無常な進攻に伴って、これまでとは違った見方があるようである。2014年6月以降、何千人もの少数派信者が命を奪われ、重傷を負い、拉致された。これには、強制婚又は性的隷属化を強制された数えきれないほどの女性や女兒が含まれる...ISIS軍及び司令官は戦争犯罪、非人道的犯罪及び大量虐殺罪を犯してきた。これには、簡易処刑、殺人、切断、強姦、性的暴力、拷問、残忍な扱い、子どもの利用及び徴募及び個人の威厳の侵害などがある。数世紀を遡る文化遺産及び宗教遺産も破壊された一方で、財産及び所持品の組織ぐるみの略奪も発生した。これらの人権侵害...は、イラクの宗教及び民族的多様性の撲滅に向けた意識的な試みの一部であるように見える。』

『コミュニティ全体でISIS軍から逃れなければならなくなったため、この暴力は、相次ぐ強制移動も引き起こした...』

6.1.3 UNHCR/UNAMI の報告書によれば、

『ISIL[Daesh]は引き続き、様々な民族及び宗教コミュニティの住民を標的にしており、その基本的権利を意図的に奪い、国際人権法又は人道法に基づく一連の人権侵害を行っている。こうした行為は、ISILの支配地域内にあるこのコミュニティ多数の抑圧、永久追放又は破壊を目的とする組織的且つ広範囲の政策の一部であるように見える。』

『しかし、報告期間を通じて、UNAMI/OHCHRが受理したかかる侵害の個々の報告件数は、前回の報告期間に比べて著しく減少した。以前はISILの支配地域にあった少数民族及び少数宗派コミュニティの住民の多くは、2014年6月から2015年4月までの報告期間を通じて、ISILに殺害又は拉致されたか、支配地域から脱出した可能性が高い。だからと言ってUNAMI/OHCHRは、民族及び宗教コミュニティの住民を標的にした特定の人権侵害が、ISILの支配地域で相次いで発生していることを許すことはできないのだが、この地域に立ち入ることができないために、かかる報告を受けることもなく、これを検証することができない。...』

6.1.4 マイノリティ・ライツ・グループの報告書はサービア・マンダヤ教教団について、以下のように述べた。

『サービア・マンダヤ教徒の家族も、2014年に、イラク北部のISIS[Daesh]

軍の進攻の影響を受けた。最近の相次ぐ武力抗争によって少なくとも 22 世帯のサービア・マンダヤ教徒家族が国内避難民になった。この家族は、自宅から逃れた時に所有していたものを全て失った。ISIS はサービア・マンダヤ教徒を『啓典の民』とみなさず、キリスト教徒に提供したジズヤ(jizya)[人頭税]を支払う選択肢を与えるつもりがないため、サービア・マンダヤ教徒は、ISIS の支配地域に在留することは、強制改宗又は死を意味するのではないかと考えている。多くがイラクを脱出したのはこのためである。』

6.1.5 USSD 2014 及びマイノリティ・ライツ・グループインターナショナルの 2016 年 7 月の報告書はいずれも、多くの紙面を割いて、Daesh による少数宗派の扱いを説明した。

[目次に戻る](#)

6.2 その他の非国家主体

6.2.1 USSD 2014 によれば、

『武装宗派集団及び違法な武装集団による暴力がイラクの多数の地域で発生した。宗教的動機に基づく暴力に関する信頼できる統計データは入手できなかったが、複数の宗教集団を狙って実行された行動には、殺人、IED[簡易爆破装置]及び VBIED [車載簡易爆破装置]による攻撃、自爆テロ、誘拐、窃盗、嫌がらせ及び脅迫などがあった...』

6.2.2 マイノリティ・ライツ・グループの報告書によれば、

『イラクの少数派、特に、ニーナワー平原県及びクルディスタン地域と連邦政府間で争われていた領域に居住する少数派の状況は、ISIS[Daesh]による破壊行為が始まる以前も警戒されていた。2003 年からモースルが陥落するまでに、イラクの宗教及び民族少数派の半数以上がイラクから脱出しており、残留した住民は暴力、恣意的逮捕及び拘禁、拷問、嫌がらせ、脅迫、強制移動、公民権の剥奪及び社会経済的周縁化の危険に晒された...』

6.2.3 マイノリティ・ライツ・グループは 2016 年 7 月に公表した追跡報告書の中で、『ISIS には、イラクで人権法、国際人道法及び国際刑法を侵害する専売特許はない... 一部の報告によれば、イラクの少数派は名前も知らない又は身元不詳の行動主体から誘拐から爆破攻撃に及ぶ様々な残虐行為を受けている。』

キリスト教徒に対する人権侵害

6.2.4 USSD 2014 によれば、キリスト教徒を標的とする集団は『伝えられるところによれば、誘拐又は殺人の他、営利目的の犯罪活動も行った...キリスト教集団の報告によれば、民兵及び武装集団は、2006 年から 2008 年の宗派間武力抗争を受けてイラクを脱出したコミュニティ住民が引き渡した自宅を没収した。たいていは、住居の所有者が市価より低い価格で強制的に売却させられた時点で落着した。』

6.2.5 ハートランドアライアンスインターナショナルの報告によれば、バグダード県では、キリスト教徒の殺害及び誘拐が多数発生した。バグダード県でキリスト教徒が誘拐される傾向は、シーア派民兵、人民動員隊(Popular Mobilisation Unit)の結成以降に増加したと見られている。報告書の続きによれば、

『営利計画としての誘拐の再発、犯罪分子による度重なる誘拐の発生、GoI 又は治安部局による真剣な措置の欠如及び、犯罪集団のために支援を提供する武装集団の拡大はいずれも、自身の安全及び子どもの安全を守るための最善の方法として、キリスト教徒が移住を真剣に考える動機付けになっている。』

6.2.6 米国委員会の 2016 年付報告書によれば、

『2015 年 12 月末に、PMF[人民動員部隊]団がイスラムのスカーフを着用しない女性に嫌がらせをしたと報告された。バグダード県に住むキリスト教徒によれば、PMF は教会及びキリスト教徒居住区の男子修道院に、女性に頭髪を覆うよう促すポスターを吊り下げた上、クリスマスも新年の祝典も行ってはならない或いは ISIL との戦闘で命を失った PMF の殉教者を軽視してはならないと一部のキリスト教徒を脅迫した。』

6.2.7 ハートランドアライアンスインターナショナルも次のように述べた。

『ISIS がモースル及びニーナワー平原県に侵攻した時点で、キリスト教徒の多くは自宅から脱出し、数百年にわたって他の民族及び宗教団体と共有してきた地域を放棄した。キリスト教徒の脱出以降、その居住地及び礼拝場所は攻撃と略奪の標的になっている。イラクの他の地域に居住するキリスト教徒も怯えながら暮らしているが、これまでのところ、ISIS の直接的影響を受けていない。この恐怖は、むしろ、住民の安全を脅かす人権侵害及びキリスト教徒の居住地が違法な収奪の対象になったことによって

生じている。キリスト教徒に対する差別は依然として、全てのイラク人キリスト教徒を威嚇し、移住を強制するやり方で広く見られる。』

6.2.8 報告の続きによれば、『イラク南部県全域では、自宅から外出する前にベールを着用しない場合には、キリスト教徒女性はたいてい、社会的に不名誉に遭遇する。』

6.2.9 報告書は、KRIでの雇用及び教育等におけるキリスト教徒に対する差別も記述した。

ヤズィーディー教徒に対する人権侵害

6.2.10 マイノリティ・ライツ・グループはヤズィーディー教徒について以下のように論評した。

『その顕著なアイデンティティにもかかわらず、一部のコミュニティ住民及びクルド人はヤズィーディー教徒を民族的にクルド人だと考えている。伝えられるところによれば、コミュニティ内に紛争が起こり、クルディスタン地域の役人やクルド人コミュニティの住民からの圧力が生まれたのはこれが原因だということである。ヤズィーディー教の誤った解釈により、一部の過激派はヤズィーディー教徒を異端であり『啓典の民』ではないとみなしている。この結果、ヤズィーディー教徒は常に武力攻撃の標的にされた。』

6.2.11 ハートランドアライアンスインターナショナルも以下のように報告した。

『ヤズィーディー教徒はISISの占拠期間を通じて、過度の暴力及び大規模な強制移動に既に遭遇していたが、この少数派集団はこれ以降もイラク人社会から相次ぐヘイトスピーチを受けてさらに苦しめられている。ルダウ紙(Rudaw)、Geli Kurdistan、クルディスタンニュース(Kurdistan News)、KNN及びZagros等の報道媒体に定期的に登場する少数のイスラム教聖職者は、イスラム教を遵守しないとしてヤズィーディー教徒を批判している。』

6.2.12 ハートランドアライアンスインターナショナルの報告によれば、ヤズィーディー教徒は様々な非国家集団及び民間人に標的にされている。2015年6月には、ヤズィーディー教徒のムーサ・ミラド・ヒディール・キラニ(Mousa Mirad Khidir Kirani)がスレイマニヤ県で射殺され、体を切断された。同氏は宗派を理由に殺されたと見られている。その2週間後に、バグダード県のカラダ地区で複数の武装集団がヤズィーディー

教徒の集まる交流クラブを襲撃した。バグダード県では他にも同様の事件が発生している。これには、al-Muadham 近隣の酒屋でヤズィーディー教徒 5 人が殺害された事件などがある。

6.2.13 報告書の続きによれば、少数のイスラム教聖職者が、メディアでヤズィーディー教団に対する敵意を訴えた。それによると、

『...調査の結果が示唆するように、クルディスタン地域における複数のイスラム勢力の存在は、ヤズィーディー教徒にとって大きな懸念の原因になっている... 言葉も民族的背景もヤズィーディー教徒以外のクルド人と同じであるにもかかわらず、この 2 つのクルド人社会集団間の宗教的断絶は深刻化する可能性がある。この宗教的断絶の程度は極めて明確になることがあるため、強硬派イスラム教徒は、ヤズィーディー教徒の存在がクルド人のイスラム的アイデンティティの脅威になると主張している...』

6.2.14 報告書は財政援助及び雇用等でのヤズィーディー教徒に対する差別にも言及した。それによると、『[KRI 内の] ドホーク市近郊にはヤズィーディー教徒が暮らす大きな町が 3 つ[ある]が、ヤズィーディー教徒のための商業又は経済資源は見当たらない。市内にはヤズィーディー教徒が経営するレストランはない。これは、イスラム教徒がヤズィーディー教徒の食料を不潔だと考えており、それを食べないからである。』

6.2.15 報告書の続きによれば、『クルディスタン地域政府機関内における政治的イスラムの影響は高まっており、これによって、ヤズィーディー教徒の宗教的帰属を根拠とする人権侵害はさらに許容されつつある。ヤズィーディー教徒活動家によれば、ヤズィーディー教徒に対する度重なる差別行為でわかるように、ヤズィーディー教徒は凝り固まった認識及び先入観に基づく異端者扱い、これまでの差別、迫害及び強制改宗及び民族転換の長い歴史から守られない囚人として生活している。』

サービア・マンダヤ教徒に対する人権侵害

6.2.16 USSD 2014 によれば、サービア・マンダヤ教徒を標的とする集団は『伝えられるとことによれば、誘拐や殺人に加え、営利目的の犯罪行為も行った...例えば、2015 年 2 月には、身元不詳の襲撃者が身代金の支払いを拒否したバグダード県に住むサービア・マンダヤ教徒を殺害する事件が発生した。6 月にはバグダード県南部でサービア・マンダヤ教徒の企業経営者が殺害される事件が発生した。2015 年 8 月には、マイサーン県及びバグダード県で 2 人のサービア・マンダヤ教徒が誘拐され身代金目的で拘束されたが、身代金を支払ったにもかかわらず、どちらも家族の元に戻されなかった。』

6.2.17 マイノリティ・ライツ・グループの報告によれば、

『ズインミー[保護された]地位にあるにもかかわらず、シーア派及びスンニ派イスラム過激派はサービア・マンダヤ教徒集団を標的にした。サービア・マンダヤ教徒はその信仰上、武装自衛を試みるのを禁じられたため、これはますます容易になっている。何百件もの殺人、拉致及び拷問事件にはたいてい、サービア・マンダヤ教徒の魔術、不道徳及び組織的姦通を譴責する発言が伴った。サービア・マンダヤ教徒女性は頭部を覆わないことで標的にされた。バグダードでは、サービア・マンダヤ教徒の金細工職人、銀細工師及び宝石商は、イスラム教徒の同業社に比べて、はるかに高い頻度で窃盗及び殺人の標的にされた。改宗、立退き、殺人の組織的圧力を受けて、多数のサービア・マンダヤ教徒が国外に脱出した...』

6.2.18 ハートランドアライアンスインターナショナルは、『拉致から差別に及ぶ様々な人権侵害』について語った。その報告によれば、サービア・マンダヤ教徒 4 人の殺害(バグダード県で 3 件及びマイサーン県で 1 件)、誘拐 4 件(バグダード県で 2 件、ディヤラー県で 1 件、ジーカール県で 1 件)及び強盗事件 2 件(バグダード県で 1 件、バスラ県で 1 件)が発生した。どの事件も 2014 年に発生した。

6.2.19 また、ハートランドアライアンスインターナショナルによれば、

『イラクのマンダヤ教教団の副議長、シーク・アラー・アズィズ・タリッシュ(Sheikh Alaa Aziz Tarish)は...イラク中部及び南部で発生したサービア・マンダヤ教徒の誘拐について苦情を申し立てる書簡を送付した。タリッシュの書簡の説明によれば、サービア・マンダヤ教徒は教徒を守る教団の民兵団がない上、信仰上、あらゆる形態の暴力を禁止されている。政治レベルで見ても、政府内にサービア・マンダヤ教徒のために代弁する政治家は 1 人もいない。サービア・マンダヤ教徒の投票数は地元の議会及び政府機関に辛うじて代表を送る程度に過ぎない。』

6.2.20 ハートランドアライアンスインターナショナルは、サービア・マンダヤ教徒に対する教育における差別(マイサーン県)、バルサ県のサービア・マンダヤ教徒コミュニティに対するシーア派聖職者のファトワの問題及び、サービア・マンダヤ教教団の社会的隔離にも言及した。USSD 2014 の報告によれば、『国内全域で見られる多数派イスラム教徒による汚職、非スラム教系企業に対する攻撃、法の支配の不平等な適用及び雇用実践における縁故主義既往的は、非イスラム系教団の経済に悪影響を与えており、その移住を促した。例えば、ジーカール県で活動するサービア・マンダヤ教徒評議会の副

議長によれば、信者の移住率が高まったのは、治安が悪く経済機会が乏しいためだということである。』

カカイ教徒に対する人権侵害

6.2.21 ハートランドアライアンスインターナショナルはカカイ教徒について以下のように述べた。『カカイ教徒に発生する権利侵害を類別するのは困難である... これに不可欠な情報の公開は、カカイ教徒がその社会的慣行を秘密にしていることと相反するため、カカイ教徒は通常、人権侵害を報告しないためである。』これにもかかわらず、ハートランドアライアンスインターナショナルは、カカイ教徒の周縁化、カカイ教徒に対するヘイトスピーチ(キルクーク県)及び雇用、教育及び社会における差別(KRI)を報告した。それによると、『過激派イスラム教聖職者の多くは、機会があればいつでも躊躇せずカカイ教徒を攻撃する。一部の情報筋によれば、イスラム教徒の多くはカカイ教徒をヤズィーディー教徒と同類とみなしており、いずれも悪魔の支持者であると信じている。』

[目次に戻る](#)

7. 保護

7.1 イラク政府(Gol)

7.1.1 USSD 2014 の論評によれば、

『政府軍、違法な武装集団及びテロ組織による虐待の正式な調査はめったに行われず、行われる場合でも調査結果は公表されない、不明瞭又は不完全であった。政府はあらゆる宗教教団に対する寛容も公然と求めた...イラク北中部の紛争地域内に居住する宗教及び民族少数派は、この地域の治安が悪いことについて、中央政府及びKRGを非難した。』

7.1.2 2016年の世界の信教の自由に関する米国委員会報告書(『米国委員会報告書』)によれば、『少数宗派教団、特に、ヤズィーディー教徒は、イラク政府がISILから教徒を守る意思にも能力にも疑念を抱いている。イラク人の少数宗派及び少数民族コミュニティに広がるこの不信感の程度及びこのコミュニティのイラク政府に対する信頼感の欠如は、宗派間の緊張の高め、イラクの安定を蝕み、信教の自由及び人権が優先事項

であり、政府が保護してくれることに疑念を引き起こす結果になっている。』

7.1.3 ハートランドアライアンスインターナショナルの報告書がキリスト教徒について論評したところによれば、『...複数の事件が...示唆するように、法律はイラク人キリスト教徒を十分に保護していない。イラク人キリスト教徒は、適用されるのはたいてい部族の規範であって、法の支配は信頼されないことを理由に、その権利を主張できないと考えている。』

7.1.4 ハートランドアライアンスインターナショナルのヤズィーディー教徒についての報告によれば、政府はバグダード県及び KRI で発生した殺人事件を調査する措置をほとんど講じなかった。報告書の論評によれば、

『ヤズィーディー教徒との聞き取り調査から...バグダード市内に居住するヤズィーディー教徒は、バグダード市民の一員として認識される不安から、バグダードで発生した攻撃に注目が集まるのを不本意としていることが明らかになった...

『クルディスタン地域政府(KRG)もイラク政府(Gol)も、ヤズィーディー教徒に対する攻撃を追及する祭に真剣に行動しなかったが、政府が行動を起こさないことがこの事件の騒動を防ぐためであったか...又は、イラク及びクルディスタン地域政府内におけるイスラム勢力の影響力によるものであったかはわからない。

『政府がかかる暴力に対応しようとしなかったことでわかるように、ヤズィーディー教を受け継ぐ信者には平等は与えられず、これによって、ヤズィーディー教徒の間には、反ヤズィーディー教徒暴力の加害者に刑事免責の環境を創出する政府当局の目には自分達はイラクの真の国民として映っていないという印象が芽生えている。』

[目次に戻る](#)

7.2 クルディスタン地域政府(KRG)

7.2.1 国内避難民監視センター(Internal Displacement Monitoring Centre)(IDMC)が、2015年6月の報告書の中で述べたところによれば、イラク領クルディスタン地域(KRI)はこれまで、少数宗派の安息の地であった。帰還者に関する UNHCR の方針説明書によれば、他の集団に対する入域制限は強化されたが、少数宗派は概ね KRI への入域を許可された。米国委員会の報告書によれば、『2014年以降、半自治区のクルディスタン地域及びクルディスタン地域政府(KRG)は少数宗派教団が ISIL の進攻及び攻撃から逃

れるための安全な避難場所を提供する上で重要な役割を果たしてきた。』クルディスタン地域政府(KRG)の外務省は 2016 年 3 月 1 日に、少数派問題に関する国連特別報告者 イサク・ヌジャイ・リタ(Izsak-Ndiaye Rita)の以下の発言を取り上げた。「KRG が、この地域に逃げ込んだ少数派及び様々な民族及び宗教団体のために尽力したことは、国際的に高く評価及び認識されている。」』

7.2.2 USSD 2014 の論評によれば、

『イラク北中部の領有権が争われている地域内に居住する宗教及び民族少数派は、この地域の治安が悪いことについて、中央政府及び KRG を非難した... 少数宗派教団の擁護団体及び代表によれば、クルド人部隊ペシュメルガ(Kurdish Peshmerga)を含む JSF[イラク治安部隊]が、モースル及びニーナワー平原県全域で、ISIL[Daesh]から少数派コミュニティを保護しようとしなかったことも、2015 年を通じてキリスト教徒及び他の少数宗派教団がイラク北部から脱出した原因であった。』

7.2.3 ハートランドアライアンスインターナショナルの報告によれば、政府は KRI 等で発生したヤズィーディー教徒の殺人調査に向けて措置を講じなかった。

7.2.4 デンマークの報告によれば、

『ヒューマンライツウォッチによると、イラク南部及び中部に比べて、KRI では法執行機関の効力が高い。ある国際人道組織は KRI における法執行力を抜群に効果的であると特徴付けたが、クルド人が支配する他の地域ではばらつきがあると述べた。この国際人道組織の付言によれば、キルクーク県における法執行力は極めて効果的であるが、ペシュメルガが支配する KRI 外の一部の地域、特に、KRI から西方アンバール県に向かう地域では、法執行力が効果的でない場所が多数ある。

『2つの情報筋によれば、クルディスタン当局は支配下に置く地域に極めて効果的な治安状況を提供する潜在能力を有する。これに対し、一方の情報筋、同国際人道組織によれば、クルディスタン当局がある個人の保護を希望しない場合は、それに向けて極めて効果的にこれを執行する能力を有する。ジャーナリストの Osama Al Habahbeh によれば、KRI 当局から保護を得られる可能性はだれが検察官になるかによって決まるということである。ジャーナリスト Osama Al Habahbeh の説明によれば、当該個人が政治家と対立している場合は、当局の保護は得られないということである。ヒューマンライツウォッチもこれに同調して、クルディスタン地域の裁判所制度は政治の影響下に置かれており、反対意見を抑制し、ジャーナリスト等の批判的な声を標的に

するために利用されていると特徴付けた。

『UNHCRによれば、KRIの地元住民間には、法執行機関に対する敬意はほとんどなく、住民は警察や裁判所を利用していない。UNHCRによれば、裁判所は国際基準を満たす卓越した法律をいくつも掲げているにもかかわらず、原則的に、対応はしないとみなされている。UNHCRの説明によれば、法の支配を利用する機会は、民族及び宗教的帰属、部族、人脈、家族及び親族によって異なり、1人の個人がその権利のために自身で立ち上がることは、不可能ではないとしても、極めて困難であるということである...

『これに対し、[ある]西側外交官によれば、南部からの多数のIDPは、書類がないために、裁判所を利用する機会を得られない。PAO/KHRWによれば、IDPの住所変更、転職、自宅への電力供給、診療所への通院及び通学等にはアサイシュの承認を必要とする上、確固たる承認基準もないことに起因して、IDPの問題に対するアサイシュの権限は大きくなった。ヒューマンライツウォッチによれば、アサイシュの場合は、アラブ人もクルド人も恣意的拘禁及び拷問の危険に晒される。UNHCRによれば、治安関連の事件でIDPが集団で処罰されるのは、日常茶飯事である』。

7.2.5 また同報告書の論評によれば、

7.2.6 PAO/KHRWの説明によると、『クルド人は、サダムフセイン(Saddam Hussein)がクルド人を抑圧した様にその支配地域で少数派を抑圧している。ジャーナリスト Osama Al Habahbeh は、当局が少数派を保護していない点に言及した上で、この保護の欠如は、IDPがキャンプ及びIDPの他の居住地域内に、それぞれの民族的出自に基づく隔離的環境を設置するという形となって表れていると述べた。レナド・マンスール客員研究員はこの実態を詳しく説明し、少数派がペシュメルガを信頼するのはこれまでは次第に難しくなっていたが、クルディスタン地域政府(KRG)は、少数派、特にキリスト教徒の保護については必死さを示すようになりつつあると述べた。レナド・マンスール客員研究員によれば、クルディスタン地域当局は、民族的出自に基づく紛争事件の防止に向けて措置を講じている。

... UNHCRによれば、しかし、KRI及びクルド人が支配する他の地域で、宗教及び／又は民族的帰属に基づく嫌がらせの事案で当局の保護を求められる可能性は、当該個人の個人的人脈によって決まるということである。』

[目次に戻る](#)